

五島市債権管理条例をここに公布する。

令和4年12月27日

五島市長 野口市太郎（署名）

五島市条例第28号

五島市債権管理条例

（目的）

第1条 この条例は、市の債権の管理の適正を期するため、その管理に関する事務の処理について必要な事項を定めることにより、市の債権の適正な管理に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市の債権 金銭の給付を目的とする本市の権利（地方自治法（昭和22年法律第67号）第240条第4項第2号から第8号までに掲げるものを除く。）をいう。
- (2) 強制徴収公債権 市の債権のうち、公法上の原因に基づいて発生する債権（以下「公債権」という。）であって、法令の規定に基づき国税又は地方税の滞納処分の例により処分することができるものをいう。
- (3) 非強制徴収公債権 市の債権（公債権に限る。）のうち、強制徴収公債権以外のものをいう。
- (4) 私債権 市の債権のうち、私法上の原因に基づいて発生する債権をいう。
- (5) 実施機関 市長、消防長、公営企業管理者、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会をいう。

（他の法令等との関係）

第3条 市の債権の管理については、法令、条例又はこれらに基づく規則に特別の定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。

（市長等の責務）

第4条 市長及び公営企業管理者（以下「市長等」という。）は、法令、条例又はこれらに基づく規則の定めるところにより、適正な市の債権の管理に努めなけれ

ばならない。

(台帳の整備)

第5条 市長等は、市の債権を適正に管理するため、規則で定める事項を記載した台帳（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を含む。）を整備するものとする。

(滞納者に関する情報の利用等)

第6条 市長等は、履行期限までに履行されない市の債権がある場合において、市の債権の管理に関する事務を適正かつ効率的に遂行するため必要があると認めるときは、当該事務の遂行に必要な限度で、法令、条例又はこれらに基づく規則に特別の定めがある場合を除き、当該債権以外の市の債権に係る当該債務者に関する情報を、同一の実施機関内において利用し、又は他の実施機関の求めに応じて提供することができる。

2 市長等は、前項の規定により利用し、又は収集した情報を市の債権の管理に関する事務以外の事務に利用してはならない。

3 市長等は、第1項の規定により債務者に関する情報を利用し、又は他の実施機関に対し提供するときは、当該債務者及び第三者の権利及び利益を不当に侵害することのないようにしなければならない。

(遅延損害金)

第7条 市長等は、私債権について、次条の規定による督促をしたときは、当該督促をした金額（以下「督促金額」という。）に、その履行期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該督促金額に民法（明治29年法律第89号）第404条に規定する法定利率の割合を乗じて計算した金額に相当する遅延損害金を加算して徴収するものとする。ただし、遅延損害金の徴収について、法令、条例若しくはこれらに基づく規則又は当該契約に特別の定めがある場合は、その定めによるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長等は、債務者が次のいずれかに該当すると認めるときは、遅延損害金を徴収しないことができる。

(1) 震災、風水害、火災その他これらに類する災害又は盗難により損失を受けた場合で、やむを得ない事情があると認められるとき。

- (2) 債務者が生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受けているとき。
- (3) 債務者又はその者と生計を同一にする親族が負傷し、疾病にかかり、又は死亡したため多額の出費を要し生活が困難と認められるとき。
- (4) 債務者がその事業につき著しい損失を受け、事業の継続が困難と認められるとき。
- (5) 失職等によりやむを得ない事情があると認められるとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、特に市長等が認めたとき。

（督促）

第8条 市長等は、私債権について履行期限までに履行しない者があるときは、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第171条の規定により期限を指定してこれを督促しなければならない。

（滞納処分等）

第9条 市長等は、強制徴収公債権の督促を受けた者が督促状に指定した期限までに履行しないときは、法令の定めるところにより、滞納処分並びに徴収猶予、換価の猶予及び滞納処分の停止を行わなければならない。

（強制執行等）

第10条 市長等は、非強制徴収公債権及び私債権（以下「非強制徴収公債権等」という。）について、第8条の規定による督促をした後相当の期間を経過してもなお履行されないときは、政令第171条の2各号に掲げる強制執行等の措置を執らなければならない。ただし、政令第171条の5の徴収停止の措置を執る場合又は政令第171条の6の規定により履行期限を延長する場合その他特別の事情があると認める場合は、この限りでない。

2 非強制徴収公債権等の履行期限の繰上げ、債権の申出等、徴収停止、履行延期の特約等及び免除については、政令第171条の3から政令第171条の7までの定めるところによる。

（私債権の放棄）

第11条 市長等は、私債権について、次のいずれかに該当する場合においては、当該私債権及びこれに係る遅延損害金を放棄することができる。

- (1) 当該私債権につき消滅時効に係る時効期間が満了し、かつ、債務者がその

援用をする見込みがあるとき。

- (2) 債務者である法人の清算が終了したとき（当該法人の債務につき弁済の責任を負うべき他の者があり、その者について前号、第3号及び第4号に掲げる事由がないときを除く。）。
- (3) 債務者が死亡し、その債務について限定承認があった場合において、その相続財産の価額が強制執行をした場合の費用並びに他の優先して弁済を受ける債権及び市以外の者の権利の金額の合計額を超えないと見込まれるとき。
- (4) 破産法（平成16年法律第75号）第253条第1項、会社更生法（平成14年法律第154号）第204条第1項その他の法令の規定により債務者が当該私債権につきその責任を免れたとき。
- (5) 当該私債権の存在につき法律上の争いがある場合において、市長等が勝訴の見込みがないものと決定したとき。

2 公営企業管理者は、前項の規定により私債権を放棄したときは、その旨を市長に報告しなければならない。

3 市長は、第1項の規定により私債権を放棄したとき及び前項の規定による報告があったときは、その旨を議会に報告しなければならない。

（委任）

第12条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の規定（第7条の規定を除く。）は、この条例の施行の日前に発生した市の債権について適用する。

（五島市水道事業給水条例の一部改正）

3 五島市水道事業給水条例（平成16年五島市条例第265号）の一部を次のように改正する。

第36条の2を削る。